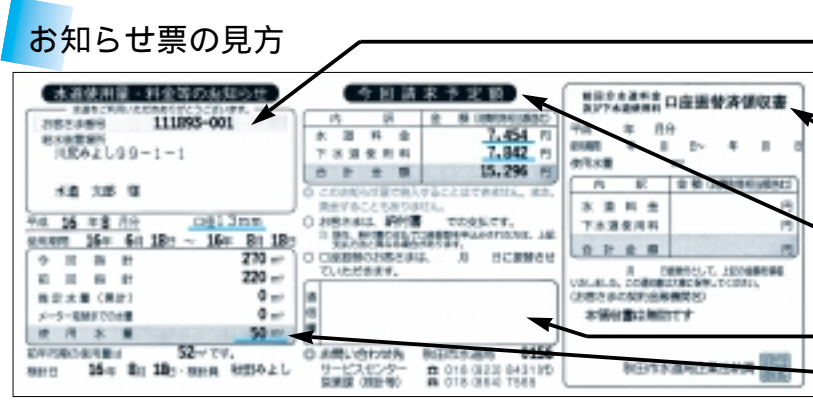


# 水道の広場

2004.9

今回の水道の広場では、「水道  
使用量・料金等のお知らせ」(お  
知らせ票)の見方や水道料金な  
どについてお知らせします。



- お客さま番号** お問い合わせの際お知らせください。
- 口座振替済領収書** 口座振替されているかたには、領収書が記載されます(納入通知書でお支払いされているお客さまは、左のように「本領収書は無効です」と表示されます)。
- 今回請求予定額** 今回請求予定の水道料金と下水道使用料です。下水道を使用している場合は、下水道使用料を水道料金と合わせて請求しています。
- 通信欄** 使用量の異常や、水道局からの連絡事項がある場合、メッセージが表示されます。
- 使用水量** 料金算定の基本となる水量です(2か月分)。

なお平成十六年十月か  
ら印刷費軽減のため、お知  
らせ票の裏面に有料広告を  
掲載することになりました。  
以後、裏面には下表の水道  
料金および下水道使用料な  
どの情報が掲載されなくな  
りますので、ご理解とご協  
力をお願いします。

水道局では二か月に一  
回、水道メーターの検針  
を行い、お客さまが使用  
した水量を調べ、上記のお  
知らせ票を発行しています。  
これには、メーターの指針  
や使用水量などいろいろな  
情報を掲載しています。

## 「水道使用量・料金 等のお知らせ」と 「水道料金」のしくみ



### 水道料金・下水道使用料の計算方法

上のお知らせ票に合わせて、メーター口径13mm、使用  
水量50m<sup>3</sup>を例として計算します。

水道局では、一般家庭の水道料金を2か月分まとめて請  
求しています。料金は1か月ごとに計算するので、  
25m<sup>3</sup> 25m<sup>3</sup> (割り切れない場合は、一方を切上げ、  
他方を切捨て)に分けて、下のように計算します。

基本料金 700円 (A)	従量料金 2,850円(B)	消費税 5% (A+B)×0.05 177円(C)
	190円 × 5m <sup>3</sup> = 950円	
	135円 × 10m <sup>3</sup> = 1,350円	
	55円 × 10m <sup>3</sup> = 550円	

水道料金は A + B + C = 3,727円  
も同じように計算すると、2か月分の水道料金は  
3,727円 + 3,727円 = 7,454円 となります。

下水道使用料は水道の使用水量に基づいて算定していま  
す。水道料金と同じように、25m<sup>3</sup> 25m<sup>3</sup>に分けて、  
下のように計算します。

基本使用料 1,020円 (A)	従量使用料 2,715円(B)	消費税 5% (A+B)×0.05 186円(C)
	181円 × 15m <sup>3</sup> = 2,715円	
	10m <sup>3</sup> まで基本使用料に含む	

下水道使用料は A + B + C = 3,921円  
も同じように計算すると、2か月分の下水道使用料は  
3,921円 + 3,921円 = 7,842円 となります。

### 水道料金 (1か月分)

用途(口径別)	基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)					
		1~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上
一般 用	13%	700円					
	20	1,200	55円	135円	190円	220円	245円
	25	2,700					
	40	7,800					
	50	13,300		190		220	245
	75	30,000					271
	100	50,000					
150	110,000						
200	160,000						
浴場用	同上口径による				61		

※上記により計算した額に消費税相当額を加えた額が水道料金です。

### 下水道使用料 (1か月分)

種類	水量段階 区域	基本使用料 10m <sup>3</sup> まで	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)					
			11~30m <sup>3</sup>	31~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~500m <sup>3</sup>	501~1000m <sup>3</sup>	1001m <sup>3</sup> 以上
一汚 般水	処理区域	1,020円	181円	226円	249円	305円	352円	427円
	処理区域外	577	107	123	138	169	195	235
公場 衆汚 浴水	処理区域	1,020			48			
	処理区域外	577			27			

※上記により計算した額に消費税相当額を加えた額が下水道使用料です。

### 問い合わせ

水道料金については、水道局営業課tel(864)7565  
下水道使用料については、下水道部下水道総務課tel(864)1411

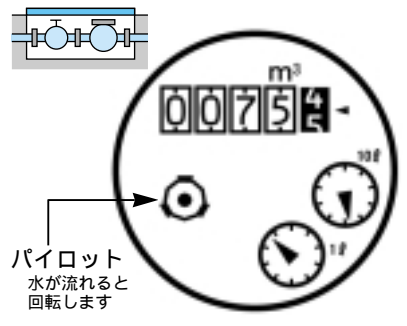
水道料金・下水道使用料のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください

# 定期的に漏水の点検を行いましょ

じゃ口や水抜き栓、給水管などの給水装置は、お客さまの財産です（水道メーターは除く）。そのため、故障したり漏水した場合は所有者または使用者が修理することになります（修理は有料です）。

宅地内の漏水は、大切な水道水を無駄にするだけでなく、水の使用量が多くなることでお客さまの水道料金にも影響します。漏水は、お客さま自身でも簡単に確認することができますので、定期的に点検を行うようにしましょう。

## 水道メーター



## 水道メーターをのぞいてみる

漏水の発見は、水道メーターのパイロットで確認できます。いつもより水道料金が高いと感じたら、最初に水道メーターをのぞいてみましょう。

## 水道メーターによる漏水の発見方法

屋内や外にあるすべてのじゃ口を閉めて、水道を使っていない状態にしてください。メーター内のパイロット（上図）をしばらく見て、回転の有無を確認します。もしパイロットが少しでも回っていたらどこかで漏水している可能性があります。水道局指定の給水装置工事業者へ調査・修理を依頼してください（費用はお客さまの負担となります）。

# 水道水をおいしく飲もう

ご家庭の水道水をよりおいしく飲むことができる手軽な方法を「ご存じですか？」水道水の味には「温度」と「残留塩素」が大きく関わっています。そこで、水道水をおいしく飲むためのちょっとしたコツをご紹介します。



### 冷やす

おいしい水の温度は、だいたい十度から十五度の間とされています。

ジュースなどを冷やして飲むように、水道水も冷やして飲むとおいしく感じられます。

### 沸騰させる

やかんや鍋に水を入れ沸騰したらふたをとって、三～五分そのままにしておきます。あとは、冷ましてから冷蔵庫に入れてください。

### お茶の葉やレモン汁を入れる

お茶の葉やレモン汁を二～三滴水に入れると塩素臭を消すことができます。ほんのりレモン風味でさわやかに飲むことができます。

### くみ置きする

大きめの鍋や口の広いきれいな容器に入れて、一晩ほどくみ置きすると、塩素がほどよく抜けておいしく飲むことができます。



塩素を抜いた水は、なるべく早く飲むようにしてください。

水道についてのご相談・お問い合わせは、水道局サービスセンター tel(823)8431

「水道の広場」では皆さまからの、ご意見・ご感想・ご質問などをお待ちしています。

宛先 / 〒010-0945 秋田市川尻みよし町14-8 水道局総務企画係 tel (823)8431 FAX(824)7414

e-mail ro-wtmn@city.akita.akita.jp

また、水道局ホームページでは水道に関するさまざまな情報を閲覧できますので、ぜひご利用ください。

http://www.city.akita.akita.jp/city/wt